

○公立諏訪東京理科大学追試験に関する細則

平成30年4月1日

細則第14号

(趣旨)

第1条 この細則は、公立諏訪東京理科大学学則(平成30年学則第1号)第15条第3項の規定に基づき、追試験に関し必要な事項を定めるものとする。

(追試験の許可)

第2条 特別な理由により定期試験の受験ができなかった者に対して、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、教授会の議を経て、学長は、追試験を許可することがある。

- (1) 病気欠席(診断書等添付のものでやむを得ず欠席した者と判断されるもの)
- (2) 忌引き
- (3) 交通機関の事故
- (4) 火災、風水害等のり災
- (5) その他正当な理由と認められるもの

2 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、追試験は許可しない。

- (1) 学費滞納
- (2) 受験手続未了
- (3) 遅刻(証明書のない場合)
- (4) その他本人の不注意と判断されるもの

(追試験の手続)

第3条 追試験の手続は、受験できなかった理由を証明する書類を追試験願に添付し、学長に提出するものとする。なお、手続き期間は別に定める。

(追試験料)

第4条 追試験を許可された者は、1科目につき追試験料1,000円を納付し、受験票の交付を受け、受験するものとする。

附 則

(施行月日)

この細則は、平成30年4月1日から施行する。